

宮上中学校 生活指導にあたっての基本方針

～人権尊重を土台とする生徒指導を行います～

1 生徒理解に基づく指導の徹底

- ・生活指導は、生徒指導の3つの機能である「自己存在感を与える」「共感的人間関係の育成」「自己決定の場を与える」をふまえ、教育活動全般にわたって行うものとします。
- ・生活指導の基本は生徒と教師の信頼関係ですから、信頼関係を築くためにも、教職員による人権尊重を指導の原点と考えます。自他の人権を尊重することをすべての指導の根拠とします。
- ・教職員は教育公務員としての自覚のもと、人権意識を常に磨き、人権を損なう言動を見逃しません。
- ・校内においては毎年教職員の人権研修会を実施し、事例やチェックシートを用いて振り返り、資質向上に努めます。
- ・生徒の実態を正しく把握し、生活規律を身に付けるなど、基本的な生活習慣の確立を図ることを大切に考えます。
- ・問題発生時だけでなく、まずは日常の指導を大切にし、学年・時期に応じて計画的に指導を行います。
- ・日頃から生徒をよく観察するとともに対話を心がけ、掲示物を整え校内の整理整頓をすることで、生徒の小さな変化に気付けるようにします。
- ・問題が発生した時の指導はできる限りタイミングよく素早く行うものとしますが、生徒の表面に現れた問題ある言動だけでなく、生徒の言動の背景や発達の段階をいつも考慮し、生徒理解に基づいて指導にあたります。
- ・毎週水曜日の放課後の時間を中心に、教職員による学年会や生徒情報交換会で情報の共有を行います。個々の指導方針決定にあたっては、組織体制で指導にあたるものとし、適切な指導を行うため、報告・連絡・相談を欠かしません。事実確認や個別指導をする際には、密室での一対一の対応は行わないことを原則とし、生徒のプライバシーを確保しながら場所を工夫して、複数であたるようにします。
- ・指導にあたっては家庭の理解と協力を得られるように努めるとともに、必要に応じて関係諸機関とも連携します。秘密を守る義務があることを確認し、生徒及び家庭のプライバシーを守ります。

2 暴力的な指導（体罰）の根絶

- ・学校教育法などのきまりをもとに、体罰を行うことは絶対にあってはならないと考えます。すべての教職員が「体罰をはじめとする暴力的な指導は、教育活動の否定である」との共通認識で生徒指導にあたります。
- ・指導にあたっては人権尊重の理念に基づいて、上記「1 生徒理解に基づく指導の徹底」を踏まえて行うものとします。
- ・教職員はサービス事故防止月間等の取組だけでなく、年間を通じて、管理職とともに生活指導や体罰に関する意識について確認します。
- ・サービス事故防止月間（7月、8月、9月、12月）は特に、校内研修の実施、体罰に関する事例研究や自己点検を実施します。
- ・年間3回以上、管理職によるサービス研修を行い、資質向上を図ります。
- ・アンガーマネジメント研修の成果を、日常の指導に反映させます。
- ・体罰ゼロ宣言ポスター（スローガン）の作成と職員室への掲示を行います。
- ・体罰防止セルフチェックシートを全教員が毎月記入し、管理職が確認します。必要に応じて管理職が聞き取りを行います。
- ・部活動指導の場においては、教員だけでなく、外部からの指導者に対しても、この基本方針を十分理解し、順守することを確認した上で指導を開始することを認めるものとします。

3 いじめ防止のための対応～本校いじめ防止基本方針に則った対応を確実にを行います～

- ・いじめられた生徒を徹底して守り抜くとの共通意識をもって、対応にあたります。
- ・いじめの芽を見逃さない、素早い対応・指導、丁寧な見守りを要点とします。
- ・本校いじめ防止基本方針には、定義、組織、対応方法、予防策、重大事態への対処、毎年の見直しなどについて明記するとともに、基本方針と対策の概要を学校ホームページに公開します。